

# 共栄中学校部活動規約

平成30年4月2日策定  
令和6年4月改定

## 1 本校の部活動の位置づけ

- (1) 部活動は学校・家庭・地域の理解と協力で「生徒の自主的に参加し自発的に行う活動」を支える、本校の教育活動の一つである。
- (2) 部活動の運営は後援会、PTA 総会等を通じて相互理解を図り学校の責任で推進するものとする。
- (3) 本校においては、生徒が部活動に所属し活動することを奨励する。

## 2 部活動の目的

- (1) 社会性を養う
  - ① 礼儀や作法、ルールやマナーを守る姿勢を身に付けさせる。
  - ② 学年や学級の所属を離れた集団の中で、望ましい人間関係を構築し、連帯感を養う。
- (2) 自主性を養い、個性を伸ばす  
興味のあることに主体的に取り組み、自己決定・自己責任の下、個性を伸ばす。
- (3) たくましい精神力や体力をつける  
努力を継続し、困難を乗り越え、目標を達成する精神力と体力をつける。

## 3 部活動の成立条件

- (1) 部活動は以下の要件を満たすときに成立する。
  - ① 顧問の本校教職員が存在すること。
  - ② 各競技の団体戦が成立する人数を満たしていること。
  - ③ 教職員数および施設・設備等を考慮し、学校として持続可能な部活動数の範囲内であること。  
(各部顧問2人以上の体制が組めることを基本とする)
- (2) 部活動及び顧問は教職員（教諭・養護教諭）の希望を尊重し学校長が配置する。

## 4 設置部活動について

- ①野球（男女） ②サッカー（男女） ③男子バスケットボール ④女子バスケットボール
  - ⑤女子バレーボール ⑥男子バドミントン ⑦女子バドミントン ⑧女子ソフトテニス
  - ⑨卓球（男女） ⑩剣道（男女） ⑪吹奏楽（男女） ⑫総合文化（男女）
- \*その他、中体連・中文連の大会出場希望者がいる場合は引率をする。  
\*今後の生徒・職員数の推移、施設・設備等を考慮し、部活動の新設はしない。

## 5 部活動の加入について

- (1) 加入については任意であり、加入者は保護者と本人の責任において3年間同じ部で活動することを原則とする。
- (2) 生徒は、見学、部活動についての説明を十分に受け、保護者と相談のうえ、入部届を学級担任に提出し、4月末までの仮入部期間を経て、職員全体で確認し、正式加入とする。
- (3) 部活動委員会は加入者の集約および、部活動名簿一覧の作成をし、全職員に配布する。
- (4) 原則2つ以上の部にかけて持ちで在籍することはできない。

## 6 退部について

- (1) やむにやまれぬ事情により、部活動の継続が困難になった場合は、生徒は担任・顧問及び保護者と十分に相談し、保護者同意の上退部届を担任に提出する。担任・顧問は保護者の確認を取り、受理後は速やかに全職員に周知する。
- (2) 生徒・保護者が活動の目的にそぐわない場合や活動を妨げる場合は、保護者及び担任・顧問と相談の上、退部の措置をとる。また、途中退部の生徒については、指導要録や通知表にはその年度の活動の記録を記載しない。
- (3) 保護者の経済的な支援が難しく、部費等の滞納が続いた場合は退部の措置をとる。

## 7 部活動の運営について

- (1) 部活動の運営は、後援会と顧問が相互理解を図りながら活動の方針を決め、学校長の責任の下、顧問が中心的な役割を担う。
- (2) 各部活動は後援会を設置し、部員の保護者は必ずそれに加入し、生徒の部活動を支援するものとする。
- (3) 各後援会は各部の規約に乗っ取り年度初めに総会を開き、部活動の推進に必要な会計予算や決算、監査、年間計画等について、検討し、決定するものとする。また、必要に応じて適時総会を開き、懸案事項について検討し、部活動の健全な運営に努める。
- (4) 少年団、町クラブ、関係団体等の地域との連携を図りながら進める。

## 8 活動上のルールについて

- (1) 活動日・活動時間
  - ① 基本的に以下の時間帯を原則とする。
    - ・夏季（4月～10月）放課後から18時30分まで（19時には校門を出る）
    - ・冬季（11月～3月）放課後から18時まで（18時30分には校門を出る）

\*顧問は全員の下校を確認すること。
  - ② 体育館の使用割り当てについては、4月、7月、9月に部活動委員会を開き、各部の希望を考慮し決める。また、長期休業中の割り当てについても各部に希望を取り、部活動委員会で調整し決定する。
  - ③ 練習時間は平日2時間、休日半日程度を目安とし、週に1日以上以上の休養日を設ける。
  - ④ 練習は顧問がついて行うことを原則とする。
  - ⑤ 定期試験3日前、体育祭・文化祭・卒業式の2日前からの活動は停止する。

\*大会直前など特別な場合は、担当顧問が教職員全体に事前に申し出、了解を得る。ただし、その場合も停止期間の意義を踏まえ短時間の練習とする。
  - ⑥ 会議、研修中に部活動をする場合は、安全面に十分配慮しながら活動してもよい。
- (2) 放課後は部活動場所へ荷物（外靴）を全て持っていき、活動場所から下校すること。生徒玄関からの出入りや教室へ戻ることは禁止する。（吹奏楽部・冬季の野球部を除く）
- (3) 使用場所の電気、施錠（扉・窓）、カーテン等については、最後に顧問が確認をすること。
- (4) 部活動のときや大会等でも、学校生活のルールを守ること。
  - ① 服装は制服または指定ジャージまたはユニフォームとする。
  - ② 例外については、年度初めの会議で確認をし、教職員全体の共通理解を得ること。

（飲食物の持ち込み、装飾品、ユニフォーム以外の練習着など）

(5) 自転車の使用について

- ① 休日及び一度下校して部活動に来る際は、自転車を使用してよい。ただし、整備、点検された学校のシールが貼られたものであること。また、指定の場所に並べて駐輪、施錠すること。
- ② 放課後に外部の練習場所へ直接行く際には、授業日でも自転車の使用を認める。ただし、担当顧問は、事前に教職員全体に了承を得ること。また、朝登校時は自転車を押してこること。
- ③ 自転車の乗り方については、学校で提示されているルールに準じること。

## 9 部活動の存廃について

- (1) 部活動の設置については、上記3 部活動の成立条件を満たすこととし、生徒数・教職員数の推移を見て、毎年4月の新入生入部希望調査の段階で見直しを図る。
- (2) 4月の入部希望調査において、現部員の継続、移籍や、新入生の加入がない等の理由で1, 2年生が以下の人数を目安として、それに満たない状態が2年連続で続いた場合、部活動の存続について検討する。
  - ① 団体競技…共栄中学校単独でチームが成立せず秋（新人戦）の大会に参加不可能になった場合  
・野球：9人      ・サッカー：7人      ・バスケットボール：5人      ・バレーボール：6人
  - ② 個人競技…大会参加は1名でも可能であるが、部活動の意義や目的をふまえ、以下の人数に満たなかった場合  
・バドミントン：5人      ・ソフトテニス：4人      ・卓球：6人（男女どちらかが満たしていれば継続）  
・剣道：3人（男女どちらかが満たしていれば継続）
  - ③ 文化系 …部活動の意義や目的をふまえ、以下の人数に満たなかった場合  
・吹奏楽部：5人      ・総合文化部：2人
  - ④ その他 …学校として指導者の配置、安全確保など部の体制維持が難しいと判断した場合にはその都度考慮し存続を検討する
- (3) 廃部となった場合の対応
  - ① 体育系の部活動に所属している生徒について  
3年生の夏季中体連大会まで他校との合同チームを組むなどして部活動としての活動を認める。また、希望により他の部への移籍を認める。
  - ② 文科系の部活動に所属している生徒について  
吹奏楽部は3年生の定期演奏会、総合文化部は3年生の文化祭まで活動を認める。また、希望により他の部への移籍を認める。

## 10 部活動委員会の設置について

- (1) 部活動委員会の役割  
共栄中学校における円滑で持続可能な部活動運営のため、様々な諸問題について検討し、原案作成、調整を行う場とする。
  - ① 部活動における約束や申し送り事項を作成し、提案する。また、活動場所の調整を行う。
  - ② 今後の部活動の在り方（含再編）についての原案を作成・提案する。
- (2) 部活動委員会は、教頭と各部顧問1名で構成する。
- (3) 教頭が代表を務め、委員長は4月に互選により決定する。

## 1 1 規約の改廃

- (1) この規約は平成30年4月2日より施行する。
- (2) 規約の検討に当たっては、部活動委員会で原案を作成・検討、職員会議で確認し、校長が決定する。

### 【補足1】 学習指導要領（平成29年3月改訂、平成33年度全面実施）

#### における「部活動」の位置づけ

#### 第1章 総則

#### 第5 学校運営上の留意事項

#### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

- ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、**生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動**については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、**学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること**。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、**持続可能な運営体制を整えられるようにする**ものとする。